

第104号議案

指定管理者の指定の件（神戸アートビレッジセンター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸アートビレッジセンター

2 指定管理者

神戸市中央区楠町4丁目2番2号

公益財団法人神戸市民文化振興財団

代表理事 服部 孝司

3 指定期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

理 由

神戸アートビレッジセンターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

指定管理者の指定の件について（神戸アートビレッジセンター）

1. 公の施設の名称

神戸アートビレッジセンター

2. 指定管理者

公益財団法人神戸市民文化振興財団
代表理事 服部 孝司

3. 指定期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日

4. 令和3年度予定額 139,035 千円

5. 債務負担行為

期間：令和2年度～令和4年度 限度額：278,000 千円

6. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限 令和2年9月4日（金）
選定評価委員会 令和2年9月16日（水）

7. 選定理由

今回の神戸アートビレッジセンターの指定管理者候補者の選定にあたっては、2団体から応募があり、提案内容について審査を行った。

応募団体の概要、運営上の基本方針、施設の管理運営体制と組織・業務に関する計画、利用者へ提供するサービスの計画について、施設の設置目的である「市民を取り巻く芸術その他の文化の発展を図るとともに、地域の振興に寄与するため、芸術その他の文化の創造、育成及び情報発信の拠点とする」という役割を果たすために、どのような方針で施設を運営し、事業を企画・実施していくのかということについて提案をいただいた。

候補者は、施設の管理運営体制や業務計画について、安定的な運営が期待できることに加え、利用者ニーズの適切な把握とその対応、市内文化施設と連携した取り組みなど、利用者サービスの観点において、次点者を上回る高い評価を獲得した。

以上について評価した結果、候補者の提案が、次点者の提案に比べて総合的に優れているという結論を得た。

8. 評価基準・評価結果

審査項目	配点	得点	
		候補者	次点者
応募団体の概要	17	12.67	13.00
基本方針	12	9.00	9.00
施設の管理運営体制と組織・業務に関する計画	21	19.00	13.00
利用者へ提供するサービスの計画	40	32.67	27.33
収支計画	10	9.30	9.67
合計	100	82.64	72.00

9. 応募団体（団体名の五十音順であり、評価順ではない）

- ・公益財団法人 神戸市民文化振興財団
- ・株式会社 パインフィールズ

〔施設の概要〕

- (1) 設立趣旨 市民を取り巻く芸術その他の文化の発展を図るとともに、地域の振興に寄与するため、芸術その他の文化創造，育成及び情報発信の拠点として設置する。
- (2) 所在地 神戸市兵庫区新開地5丁目3番14号
- (3) 延床面積 4,341 m²
- (4) 施設内容 地下1F：視聴覚ホール
1F：ギャラリー
2F：多機能ホール，控室1，楽屋3
3F：工房1・2，会議室1・2
4F：多目的稽古場1・2
- (5) 開館時間 午前10時～午後10時
- (6) 休館日 毎週火曜日，年末年始（12月28日～翌年1月4日）